

2021年9月29日

教職員・学生（来日予定者含む） 各位

国際戦略本部

**新型コロナウイルス感染症に関する水際対策措置等について  
（水際対策上特に対応すべき変異株等に対する新たな指定国・地域について等）**

厚生労働省および外務省より水際対策措置等について以下のとおり通知がありましたので通知します。

1. 「水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域」の指定・解除について  
9月27日付で「水際対策上特に対応すべき変異株等に対する新たな指定国・地域について」の指定および解除があり、9月30日より以下の措置が実施されています。

**【検疫所指定施設における待機期間】**

<6日間待機に指定>

アルゼンチン、コスタリカ、コロンビア、スリナム、トリニダード・トバゴ、フィリピン、ブラジル、ベネズエラ、ペルー

<3日間待機に指定>

アラブ首長国連邦、アルバニア(追加)、インド、インドネシア、ウルグアイ、ウズベキスタン、英国、エクアドル、カザフスタン、キューバ、ギニア(追加)、ギリシャ、ザンビア、ジョージア、スリランカ、セーシェル、タンザニア、チリ、デンマーク、ドミニカ共和国、トルコ、パキスタン、パラグアイ、バングラデシュ、ベルギー、ボリビア、ポルトガル、マレーシア、南アフリカ共和国、モザンビーク、モルディブ、リビア、ロシア  
(2地域：ハバロフスク地方、モスクワ市)

<指定解除>

アフガニスタン、キルギス、スペイン、ネパール、ミャンマー

(参考)外務省：新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置  
(水際対策上特に対応すべき変異株等に対する新たな指定国・地域について)

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2021C127.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C127.html)

2. ワクチン接種証明書保持者に対する入国後の待機期間について

10月1日より、ワクチン接種証明書保持者に対する入国後の水際措置が緩和され、要件を満たす場合は、入国後14日間の自宅等での待機期間が短縮され、検疫所指定施設での3日間待機が免除となります。詳細については、以下の通知をご確認ください。

外務省：新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置

(ワクチン接種証明書保持者に対する入国後・帰国後の待機期間について)

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2021C128.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C128.html)

厚生労働省：

ワクチン接種証明書の「写し」の提出について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00307.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00307.html)

自宅等待機期間等の短縮について (Q&A)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000837546.pdf>

#### 【補足】

- ・ 待機緩和措置は、6日間または10日間の検疫所指定施設における待機対象国 以外の国からの入国者が対象です。
- ・ ワクチン接種証明書は、日本政府の指定する国の政府機関等公的な機関で発行された証明書であること、日本語又は英語で記載されていること(翻訳も可。Q&A参照)、ワクチン・メーカーの指定(ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ)など、有効とされる要件が定められていますので必ず確認してください。
- ・ 電子接種証明書も条件を満たせば有効です。入国時に検疫所に「写し」の提出 方法を確認してください。待機期間を短縮するためには、入国後10日目以降に政府が認めた検査機関にて自主検査し(公共交通機関以外の交通手段で移動し、PCR検査又は抗原定量検査を受検)、陰性結果を入国者健康確認センターに提出の上、同センターから「待機解除」の通知を受信する必要があります。
- ・ 年齢要件等によりワクチン接種を受けられていない子どもは、待機短縮等が認められませんので、ご家族で入国される場合はご注意ください。

#### 3. 在留資格保持者の再入国禁止措置の解除(2021年9月22日付通知の再掲)

9月19日付でアフガニスタン、インド、スリランカ、ネパール、バングラデシュ、モルディブからの在留資格保持者の再入国禁止措置が解除されました。同日現在、在留資格保持者の再入国禁止措置の対象となっている国・地域はありません。

#### 4. 外国人による新規入国の一時停止の継続について(2021年3月19日付通知の再掲)

3月18日付で、政府より、緊急事態解除宣言が発せられるまでの間実施することとされていた以下の措置を、「当分の間」、継続するとの通知がありました。

- ① ビジネストラック及びレジデンストラックの一時停止

- ② 全ての国・地域からの新規入国（レジデンストラックの仕組みを準用）の一時停止
- ③ 全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時における特例措置の一時停止

(参考)厚生労働省：水際対策強化に係る新たな措置(10)(外国人の新規入国等の一時停止の継続)(2021.3.18)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000755575.pdf>

5. 「教授」の在留資格の方の新規渡日時に必要な防疫措置について(2021年6月22日付通知の再掲)

2021年1月14日以降、レジデンストラックによる外国人の新規渡日は停止されていますが、2021年4月以降、『「教育」又は「教授」の在留資格を取得する者で、所属又は所属予定の教育機関に欠員が生じており、その補充がないと当該教育機関の教育活動の実施が困難となるなどの事情を解消するために入国の必要があるもの』については、特段の事情があるとして、査証が発行され、入国が認められている事例がございます。その場合に必要な防疫措置については、在外公館により指示が異なり、機関発行の誓約書を求められる事例もございますので、必ず事前に在外公館にご確認いただきますようお願いいたします。

(参考)出入国在留管理庁：新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について(※2(2)エ)

<http://www.moj.go.jp/isa/content/001347330.pdf>

6. 厚生労働省「入国者健康確認センター」の設置について(2021年5月10日付通知の再掲)

入国者の待機期間中は、「入国者健康確認センター」がフォローアップを行うことになりました。詳細については、以下のURLからご確認ください。

厚生労働省：入国者健康確認センター

<https://www.hco.mhlw.go.jp/>

7. 誓約書(個人)の更新について(2021年7月16日付通知の再掲、2021年9月29日更新)

- ・ 日本入国時には誓約書(個人)の提出が必要です。10月1日付で誓約書(個人)が更新されます。今後は新しい様式を使用してください。

日 <https://www.mhlw.go.jp/content/000836303.pdf>

英 <https://www.mhlw.go.jp/content/000836304.pdf>

- ・ 入国時に検疫所に提出する誓約書の誓約事項に違反した事例が厚生労働省のHPで公表されています。違反者は、氏名等を公表され、検疫法に基づき停留の対象となるほか、在留資格保持者が違反した場合は、在留資格取消手続及び退去強制手続等の対象となる場合があります。入国時の防疫対策の遵守を徹底してください。

厚生労働省：入国時の誓約に違反した事例について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00282.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00282.html)

#### 8. スマートフォン不所持者について(2021年3月31日付通知の再掲)

- ・ 入国時に日本で電話が使用可能なスマートフォンを所持していない場合、空港でスマートフォンを借り受けるよう求められます。具体的には、検疫手続の際に、必要なアプリを利用できるスマートフォンの所持を確認できない場合、入国前に制限エリア内でスマートフォンをレンタルするよう要請されることとなります。
- ・ レンタルにかかる費用は入国する方の自己負担となり、クレジットカードでの支払いが必要となります。
- ・ レンタル費用等については以下の URL からご確認ください。

検疫エリア内でのレンタルを実施している事業者 (3月25日時点)

株式会社ビジョン : <https://www.vision-net.co.jp/news/20210319002098.html>

#### 9. 入国時にインストールが必要なアプリについて(2021年7月16日付通知の再掲)

- ・ 空港における検疫手続の際に、入国後14日間必要なアプリのインストール状況が確認されます。日本入国前にインストールまで完了してください。

※注意：アプリインストールのために必要なOSバージョンは、iPhone 端末で iOS 13.5 以上、Android 端末で Android 6.0 以上となります。

- ・ インストールが必要なアプリは以下の3種類です。
  - ① Google Map (位置情報記録)
  - ② MySOS (現在地報告、健康状態の報告、ビデオ通話による居所確認)
  - ③ COCOA (接触確認)

※居所確認及び健康報告が MySOS アプリに統合され、OEL アプリの利用およびメールを通じた健康報告がなくなりました。なお、厚生労働省によると、MySOS アプリの健康報告は、入国日の翌々日からしか利用できないようです(7月16日現在)。

【厚生労働省・検疫所・入国者健康確認センター：「14日間の待機期間中」のルール】

日 <https://www.mhlw.go.jp/content/000806869.pdf>

英 <https://www.mhlw.go.jp/content/000806890.pdf>

中 <https://www.mhlw.go.jp/content/000806903.pdf>

#### 10. 検査証明書について(2021年3月19日付通知の再掲、2021年7月27日更新)

- ・ 3月19日より、検査証明不所持者は、検疫法に基づき上陸等できないこととし、不所持者は航空機への搭乗を拒否されます(日本人、在留資格保持者も対象)。

- ・ 4月19日より、検疫における検査証明の確認が一層厳格化されています。出国時の搭乗手続や本邦入国時の検疫において、検査証明の有効性をめぐり 様々なトラブルや混乱が生じていることから、このような問題を避けるためにも、入国者には厚生労働省が指定するフォーマットを利用して検査証明を取得していただくようお願いいたします。
- ・ 厚生労働省が有効と認める検査検体及び検査方法以外による検査証明は、本邦検疫及び各航空会社に無効なものとして取り扱われます。有効と認められる検体及び検査方法等の所定の事項を十分にご確認願います。また、検査証明書の記載内容に記入漏れ等の不備がないか十分にご確認願います。
- ・ 厚生労働省の所定の要件を満たす場合は、任意のフォーマットも使用可能ですが、仮に任意のフォーマットによる検査証明を取得する場合には、航空機の搭乗時及び本邦入国時に検査証明の内容を確認するための時間がかかることがあり得るほか、場合によっては搭乗拒否や検疫法に基づき入国が認められないおそれがあることにご注意ください。
- ・ 日本へ入国する際に提出する出国前検査の検体について、これまでは「鼻咽頭ぬぐい液」及び「唾液」のみが有効な検体として認められていましたが、7月1日から「鼻咽頭ぬぐい液と咽頭ぬぐい液の混合検体」についても有効な検体に追加されました。併せて、検査証明書の様式が変更になりましたので、今後は新様式を使用してください。※7月1日現在、日英併記版以外の言語の様式はまだ更新されていません。

#### 【検査証明書のフォーマット】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00248.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html)

※日英併記、アラビア語、イタリア語、インドネシア語、ウクライナ語、ウルドゥー語、オランダ語、韓国語、スペイン語、タイ語、中国語、ドイツ語、フランス語、ベトナム語、ペルシャ語、ポルトガル語、ロシア語のフォーマットが掲載されています。

厚生労働省：検査証明書について（Q&A）

日 <https://www.mhlw.go.jp/content/000825073.pdf>

英 <https://www.mhlw.go.jp/content/000825074.pdf>

#### 11. 質問票について（2021年2月3日付通知の再掲、2021年4月8日更新）

- ・ 入国時に検疫所に提出する「質問票」については、順次電子化が進められているところですが、現在、成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港から入国する場合は質問票の事前 Web 登録が必要となっています。

- Web 登録後、QR コードが発行されますので、入国時に検疫所で QR コードを提示してください。QR コードの提示により紙の質問票の提出は不要となります。

**【WEB 質問票】**

<https://arqs-qa.followup.mhlw.go.jp/#/>

(日・英・中・韓・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・タイ語・インドネシア語・タガログ語 ※上部に言語の選択ボタンがあります。)

**【WEB 質問票に関するチラシ】**

(日本語)	<a href="https://www.forth.go.jp/news/000063743.pdf">https://www.forth.go.jp/news/000063743.pdf</a>
(英語)	<a href="https://www.forth.go.jp/news/000063744.pdf">https://www.forth.go.jp/news/000063744.pdf</a>
(簡体字)	<a href="https://www.forth.go.jp/news/000063745.pdf">https://www.forth.go.jp/news/000063745.pdf</a>
(繁体字)	<a href="https://www.forth.go.jp/news/000063746.pdf">https://www.forth.go.jp/news/000063746.pdf</a>
(韓国語)	<a href="https://www.forth.go.jp/news/000063747.pdf">https://www.forth.go.jp/news/000063747.pdf</a>
(ベトナム語)	<a href="https://www.forth.go.jp/news/000063749.pdf">https://www.forth.go.jp/news/000063749.pdf</a>
(タガログ語)	<a href="https://www.forth.go.jp/news/000063750.pdf">https://www.forth.go.jp/news/000063750.pdf</a>
(インドネシア語)	<a href="https://www.forth.go.jp/news/000063751.pdf">https://www.forth.go.jp/news/000063751.pdf</a>
(タイ語)	<a href="https://www.forth.go.jp/news/000063752.pdf">https://www.forth.go.jp/news/000063752.pdf</a>
(ポルトガル語)	<a href="https://www.forth.go.jp/news/000063753.pdf">https://www.forth.go.jp/news/000063753.pdf</a>
(スペイン語)	<a href="https://www.forth.go.jp/news/000063754.pdf">https://www.forth.go.jp/news/000063754.pdf</a>

**【厚生労働省：記入方法】**

<https://www.mhlw.go.jp/content/000783665.pdf>

**12. 健康カードについて (2021 年 8 月 24 日付通知の再掲)**

入国者は、入国時に検疫所に「健康カード」を提出する必要があります。健康カードの最新版については、以下の URL からご確認ください。

日 <https://www.forth.go.jp/news/000064421.pdf>

英 <https://www.forth.go.jp/news/000064422.pdf>

**13. 海外渡航者用の新型コロナワクチン接種証明書について (2021 年 8 月 24 日付通知の再掲、2021 年 9 月 22 日更新)**

- 海外の渡航先への入国時に、相手国等が防疫措置の緩和等を判断する上で活用されるよう、各自治体で新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の事実を公的に証明する接種証明書の交付が可能です。接種証明書の申請手続き等については住所地の各市町村の HP 等をご確認ください。
- 外務省の HP で海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書が使用可能な国・地域一覧が随時更新されています。以下からご確認ください。

外務省：海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書が使用可能な国・地域一覧

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificationlist.html>

【接種証明書様式】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_certificate.html#certificate](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_certificate.html#certificate)

新型コロナワクチン接種証明書に関する Q&A

<https://www.mhlw.go.jp/content/000822919.pdf>

14. 海外在留邦人向けの新型コロナウイルス・ワクチン接種事業について(2021年7月2日付通知の再掲)

2021年8月1日から、日本国内に住民票を有しない海外在留邦人等向けに成田空港及び羽田空港においてワクチン接種事業が実施されます。また、7月2日以降、職域接種会場での接種も可能となっています。詳細については、以下の通知をご確認ください。

- ・ 外務省：日本での新型コロナウイルス・ワクチン接種を希望する海外在留邦人等の皆様へのお知らせ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

本取扱いについては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況に応じて変更される可能性があります。引き続き情報収集し、追加の情報が入り次第随時お知らせしますが、外務省ホームページや各国の在外公館ホームページ等により最新の状況を把握いただくとともに、引き続き入国後の防疫対策の徹底にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(関連ウェブサイト)

**【外務省】**

新型コロナウイルス感染症への対応

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/p\\_pd/pds/page25\\_002019.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/p_pd/pds/page25_002019.html)

国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22\\_003380.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html)

国際的な人の往来再開に向けた段階的措置 (外国人の方が利用される際の査証の申請等について)

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22\\_003381.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html)

ビジネストラック・レジデンストラック・全世界を対象とした新規入国

(本邦入国／帰国の際に必要な手続・書類等について)

(入国拒否対象地域に指定されている国・地域 (感染症危険情報レベル 3))

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page25\\_002003.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page25_002003.html)

ビジネストラック・レジデンストラック・全世界を対象とした新規入国

(本邦入国／帰国の際に必要な手続・書類等について)

(入国拒否対象地域に指定されていない国・地域 (感染症危険情報レベル 2))

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page25\\_002004.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page25_002004.html)

新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4\\_005130.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html)

**【経済産業省】**

レジデンストラック及び全ての国・地域からの新規入国受入の手続きについて

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/1020Rt2.pdf>

よくあるご質問

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/1020FAQ.pdf>

**【厚生労働省】**

水際対策に係る新たな措置について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

**【出入国在留管理庁】**

新型コロナウイルス感染症関連情報

[http://www.moj.go.jp/isa/covid-19\\_index.html](http://www.moj.go.jp/isa/covid-19_index.html)

外国人の在留申請・生活支援

[http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01\\_00155.html](http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00155.html)



日本人・在留資格保持者（再入国）（ビジネストラックを除く）

	①水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域： 検疫所指定施設で6日間待機  アルゼンチン、コスタリカ、コロンビア、スリナム、トリニダード・トバゴ、フィリピン、ブラジル、ベネズエラ、ペルー	②水際対策上特に対応すべき変異株に対する指定国・地域/水際対策上特に対応すべき変異株以外の新型コロナウイルスに対する指定国・地域： 検疫所指定施設で3日間待機  アラブ首長国連邦、アルバニア、インド、インドネシア、ウズベキスタン、ウルグアイ、英国、エクアドル、カザフスタン、キューバ、ギニア、ギリシャ、ザンビア、ジョージア、スリランカ、セーシェル、タンザニア、チリ、デンマーク、ドミニカ共和国、トルコ、パキスタン、パラグアイ、バングラデシュ、ベルギー、ボリビア、ポルトガル、マレーシア、南アフリカ共和国、モザンビーク、モルディブ、リビア、ロシア（バハロフスク地方、モスクワ市）	③①、②以外の感染症危険レベル2・3の国・地域
1	<a href="#">誓約書（個人）1通</a> ※10月1日更新	<a href="#">誓約書（個人）1通</a> ※10月1日更新	<a href="#">誓約書（個人）1通</a> ※10月1日更新
2	◎ <a href="#">検査証明書</a> (注2)	◎ <a href="#">検査証明書</a> (注2)	◎ <a href="#">検査証明書</a> (注2)
3	・空港検査	・空港検査	・空港検査
4	・ <b>6日間</b> 検疫所指定施設待機,3日・6日後検査(注4)	・ <b>3日間</b> 検疫所指定施設待機,3日後検査(注4)	
5	・ <a href="#">スマートフォンの所持またはレンタル</a>	・ <a href="#">スマートフォンの所持またはレンタル</a>	・ <a href="#">スマートフォンの所持またはレンタル</a>
6	◎ <a href="#">位置確認アプリ等アプリのインストール</a>	◎ <a href="#">位置確認アプリ等アプリのインストール</a>	◎ <a href="#">位置情報確認アプリ等アプリのインストール</a>
7	◎14日間待機/健康観察	◎14日間待機/健康観察	◎14日間待機/健康観察
8	◎健康報告(MySOS)	◎健康報告(MySOS)	◎健康報告(MySOS)
9	◎14日間公共交通機関不使用	◎14日間公共交通機関不使用	◎14日間公共交通機関不使用
10	・ <a href="#">事前のWEB質問票登録・入国時QRコード提示/質問票提出</a>	・ <a href="#">事前のWEB質問票登録・入国時QRコード提示/質問票提出</a>	・ <a href="#">事前のWEB質問票登録・入国時QRコード提示/質問票提出</a>
11	・ <a href="#">健康カード</a>	・ <a href="#">健康カード</a>	・ <a href="#">健康カード</a>

(注)

- 「教授」の在留資格の方の特段の事情による新規入国にかかる防疫措置については、在外公館にご確認ください。
- 検査証明不所持者は、航空機への搭乗拒否、上陸拒否の対象となる措置が実施（日本人・在留資格保持者含む）されています。
- レジデンストラックによる外国人の新規入国は当面の間停止されています。
- 空港から検疫所指定施設までの移動手段（バス等）は検疫所が準備します。また、検疫所指定施設における宿泊費、食費、検査費用は検疫所負担となります。検疫所指定施設を退所後、次の待機場所（ホテルや自宅）までの移動手段（入国者専用ハイヤー等）は渡航者の方で準備する必要がありますので、ご注意ください。
- 10月1日以降、ワクチン接種証明書保持者に対する入国後の水際措置が緩和され、要件を満たす場合は、入国後14日間の自宅等での待機期間が短縮され、検疫所指定施設での3日間待機が免除となることがあります。